

監査公表第 9 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査
(保育園現地監査)の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成23年8月29日

敦賀市監査委員	安	久	彰
同	橋	本	幸夫
同	宮	崎	則夫

記

1 監査の実施日

平成 23 年 7 月 29 日（金）午前 10 時～

櫛川保育園

和久野保育園

櫛林保育園

2 監査の対象

各保育園における平成 22 年度の消耗品の購入状況、備品の管理状況、保育教材等の管理状況、現金の取扱い状況

3 監査の方法

監査は、予め提出を求めた調書と各保育園における現地調査により、監査の対象とした項目について、必要に応じ関係職員の説明を聴取し、これらの管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

各保育園における現金の収納状況、備品等の管理状況については、おおむね適正に行われていると認められたが、下記の事項については、改善等必要な措置を講じられたい。

（１）滞納処理について

保育料の滞納については、所管課（児童家庭課）とともに相手方に今後も積極的に接触し、完納に向け努められたい。

（２）備品・消耗品関係について

① 備品については、備品表示票に一部記載ミスがあったので、訂正すること。

② 消耗品については、購入事務フロー図に所管課（児童家庭課）

の係わりが一部抜けていたので、改善すること。

(3) 給食について

給食については、副食の購入数が、一部園児の実数と異なる数を購入していた。献立表の改善等を所管課（児童家庭課）と協議し、実数で購入できるよう努めること。